

令和5年2月農業委員会  
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和5年2月20日(月)

開会 午前9時30分

閉会 午前10時2分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	出
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	出
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

2番 大石 則子 委員      3番 上種 正博 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

### 第3 付議案件

議案第1号	農地法第18条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第4号	農用地利用集積計画について	16件
議案第5号	農地移動適正化あっせん事業について	1件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	12件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	4件

### 5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一      武田 隆洋      江田 征樹

### 6. その他出席

傍聴者      1名

## 議長

それでは、ただいまより令和5年2月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立をしております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により議席番号2番、〇〇〇〇委員と議席番号3番、〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いをいたします。

それでは、ただいまから議案審議に入っていきます。

まず初めに、議案第1号を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

## 事務局

それでは、1ページをお願いいたします。

令和3年10月、並びに同4年4月に鳥栖市農業委員会が不許可処分といたしました農地法第18条の許可申請に対しまして、申請人である地権者より佐賀県に対しこの処分の取消しを求める審査請求がっております。

これにつきましては、審査庁であります佐賀県知事より令和4年12月23日付で当委員会へ審査請求の裁決書が通知をされております。

別冊資料1を御覧ください。

裁決書の内容につきましては、1ページの主文でございますとおり、まず「本件審査請求に係る処分を取り消す。」と記載がございます。これにつきましては、4ページになりますが、2の本件処分について（1）本件処分の妥当性について、におきまして農地法第18条第2項第2号の該当性が検討されておまして、具体的な転用計画があり転用許可が見込まれること、賃借人の経営及び生計状況や離作条件等からみて賃貸借契約を終了させることが相当と認められることの2点を満たしており、これに該当することは明らかであるとされております。

同様に5ページ、下段のほうでございますが、農地法第18条第2項第6号の該当性についても検討が行われており、賃借人が農地を適正かつ効率的に利用していない場合、賃貸借の解約等を認めることが農地等の適正かつ効率的な利用につながると考えられる場合のそれぞれに当たるとされ、これに該当するとされております。

これらのことから、7ページの小括にありますとおり、本件処分、当農業委員会が不許可とした処分は違法であって取り消すべきであるとの裁決がなされております。

また、主文の2番目でございます「賃借権の解約の申入れの許可を求める部分については

却下する。」につきましては、(2) 賃借権の解約の申入れの許可の求めの妥当性について検討した結果、8 ページの上段にあるとおり佐賀県知事は、処分庁である鳥栖市農業委員会の上級行政庁ではないうえ、処分庁でもないことから処分の変更、措置についていずれも行うことができないため、法令上行うことができないものを求めるもので不適法であるから却下すべきとされております。

以上によりまして、(3) 総括にありますとおり、本件申請は農地法第18条第2項第2号及び第6号のいずれにも該当すると解することが相当であり、農地の賃借権の解約を許可すべきものであるから、鳥栖市農業委員会が行った本件処分は違法であって取り消すべきである。一方、賃借権の解約の申入れの許可を求める部分については、法令上行うことができないものを求めるもので不適法であるから却下すべきとの裁決がなされたものです。

なお、9 ページにありますとおり、行政不服審査法第52条により、この「裁決は、関係行政庁を拘束する。」とございます。処分が裁決で取り消された場合、処分庁は裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならないと定められております。

事務局からの説明は、以上でございます。

#### 議長

はい、事務局の説明が終わりました。先ほどの説明にもありましたように、採決は関係行政庁を拘束するとあり、また処分庁は採決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならないことから県の裁決の主旨に従いまして処分をしたいと考えておりますがよろしいですかね。

(発言する者なし)

それでは、そのように決したいと思います。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について2件、4筆でございます。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第2号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について2件、4筆の申請がございました。

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりでございまして、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第2号、番号2の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について3件、3筆ございます。

議案第3号、番号1、番号2の案件につきましては、関連しますことから一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、賃貸借権設定に係るものが2件、2筆。使用貸借権設定に係るものが1件、1筆の申請がございました。

議案第3号、番号1、番号2の申請の詳細につきましては、別冊資料2の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料2の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、道路改良事業に伴う水路工事を行うにあたり作業場として一時転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、東側の水路に放流される計画となっております。また、資金計画につきましては予算の議決書が添付をされております。一時転用期間は、令和5年3月1日から令和5年4月30日までとなっております。現況復旧確約書が添付をされております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照願います。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するものであり、甲種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、甲種農地は原則不許可でございますが、例外許可といたしまして、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものという事項があります。

農地への復旧確約書も添付をされており、原状回復が確実に認められるため、農地転用は

許可し得ると判断をしております。

以上、議案第3号、番号1、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

**議長**

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

**1番委員**

1番委員の〇〇でございます。担当委員として、一言を申し上げます。

今回の申請地は、安良川沿いの〇〇町に所在する農地でございます。

申請者は、水路工事を行うにあたり、作業場と資材置場のために転用申請されたものです。

地元の区長さん、また生産組合長さんからも同意を得てあります。これらの点から、今回の転用申請については、特に問題はないかと思われま

す。以上、担当委員からの意見となります。

以上です。

**議長**

はい、ありがとうございました。ただいま、〇〇委員より御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

(発言する者なし)

いいですかね。ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号、番号3の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

**事務局**

それでは、4ページをお願いいたします。



議案第3号、番号3の申請の詳細につきましては、別冊資料2の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

それでは、別冊資料2の4ページをお願いいたします。

この案件につきましては、子供の成長や将来的な就農を考え本家の近くに分家住宅を建てるため申請に至ったものであります。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりであり、参考事項の排水計画の雨水は、東側道路側溝へ放流される計画となっております。また、資金計画については、融資証明書が添付をされております。

5ページに位置図、それから6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第一種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第一種農地の立地基準では原則不許可となっておりますが、例外許可といたしまして住宅、その他、申請に関わる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものという事項がございます。

今回の申請は、申請人の分家住宅であり、集落にも接続をしているため農地転用は許可し得ると判断をしております。その他、都市計画法第43条第1項の開発許可の申請は、提出済みとなっております。

以上、議案第3号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、○委員。

## 11番委員

11番委員の○です。担当委員として一言申し上げます。

2月16日に会長と私、○○委員、○○推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、○○町に所在する農地となります。

申請者のほうですが、子供の成長や将来的な就農を考え、農地や本件の近くに分家住宅を建てるために転用申請をされたものです。地元の区長、生産組合長、水利組合長からの同意も得ております。

これらの点から今回の農地転用申請について、特に問題はないと思われれます。

以上、担当委員からの意見となります。

## 議長

はい、ありがとうございました。ただいま、○委員より御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。それでは、ないようでございますので質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号3の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号を議題といたします。

農用地利用集積計画について16件、49筆でございます。

議案第4号、番号1から番号16につきましては、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

## 事務局

5ページから14ページをお願いいたします。

議案第4号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により16件、49筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては9ページ、13ページ及び14ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が3万2,141平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が30件、2万5,907平方メートル、使用貸借権が5件、6,234平方メートルとなっており、総合計35件、3万2,141平方メートルとなっ

ております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人10名、借人7名、申請枚数は10枚となっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

中間管理機構との貸借でございます。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が2万5,637平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が14件、2万5,637平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人6名、借人2名となっており、申請枚数は6枚となっております。

14ページを御覧ください。

このページは、9ページと13ページの合計の集計表となります。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が5万7,778平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が44件、5万1,544平方メートル、使用賃借権が5件、6,234平方メートルとなっており、総合計49件、5万7,778平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人16名、借人9名、申請枚数は16枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第4号の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(発言する者なし)

よかですかね。それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号1から番号16について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号を議題といたします。

議案第5号、農地移動適正化あっせん事業における、あっせん委員の指定について1件、7筆でございます。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、15ページをお願いいたします。

議案第5号、農地移動適正化あっせん事業における、あっせん委員の指定について鳥栖市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づいて1件、7筆のあっせんの申し出がございました。

別冊資料3の1ページをお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、所有者等については、農地移動あっせん希望一覧の記載のとおりです。農地の位置については、2ページの地図のとおりでございます。御確認をお願いいたします。

議案第5号は、○地区の○○町の案件でございますので、○○○○農業委員、○○○推進委員を指定したいと考えております。

皆様の承認の後、あっせん委員として活動をしていただくこととなります。

以上、議案第5号の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めますが議案第5号の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に該当いたしますので、○○○○○委員の退席を求めます。

(8番委員退室)

それでは、議案第5号の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第5号の案件について、承認することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(8番委員入室)

それでは次に、報告第1号から報告第3号について事務局より説明をお願いいたします。

#### 事務局

それでは、16ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして1件、3筆が提出され市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、17ページから19ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして12件、17筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、20ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして4件、9筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

#### 議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局より報告をいたしましたので、各委員の皆様のお目通し方よろしくお願いをいたします。

次に、その他の事項で、委員の皆様から何かございましたら。

(発言する者なし)

ないですかね。事務局は、どんなですか。(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないですね。それでは、その他の事項もないということでございます。

それでは、本日の審議事項、全部終了いたしましたので、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会につきましては、令和5年3月20日月曜日です。午前9時半より、本庁の二階第1会議室で開催の予定をいたしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_